

第二章 銀行セクター

2.1 銀行セクターを取り巻く環境

(1) 国際的な金融市場の動向

1997 年のアジア金融危機は一旦収束を見せたが、国際的な金融システムへの脅威はその後とも絶えることなく続いている。直近の 2001 年を見ても、技術、メディア、通信(TMT:Technology, Media, and Telecommunication)の世界市場におけるバブル崩壊に起因する継続的なデフレ環境、経済の世界同時的な落ち込みの中での米国の一連のリセッションと 9 月 11 日の同時多発テロ、トルコの金融危機、相次ぐ企業倒産、アルゼンチンの経済破綻、米国企業の相次ぐ不祥事に起因する会計不信等、時系列で追っても際限がない。しかし、このような環境下で国際的な金融システムは破綻を来たすことなく、よく持ちこたえてきた。その理由として、金融システムのインフラ全般と監督当局や市場参加者など、主なプレーヤーの健全性が大いに貢献したといえる。しかし、先進諸国における相次ぐ企業収益の悪化が銀行の貸出資産の質に悪影響を与えつつあることに監督当局は関心を寄せており、また、リスク・テイクの萎縮や新興市場国に向けた資金の流れの収縮が世界的な金融システムの持続的発展を阻む懸念材料になりつつある。

(2) 銀行セクターの特徴

①銀行の優位性

アジアにおいて銀行は、中小企業をはじめ、企業にとって主要な資金調達の源泉であり、国民一般にとっても金融資産の最も重要な運用委託機関である。企業金融における銀行貸出のシェアは極めて高く、各国の資本市場の現状を考えると、銀行は今後も資金の主たるリソースであり続けると考えられる。つまり、東アジアの資本市場も徐々に育ちつつあるものの、先進工業国の多くに見られるように、貯蓄部門の金融資産に対する需要が銀行預金以外の株式・債権などの金融資産へ大きな流れとして分散していく段階に至るには、未だ時間を要するからである。加えて、健全な株式・債券市場の形成に不可欠なインフラは、銀行に必要なインフラに比べて、発行体、証券会社やアナリスト、投資家、監督機関など、広範囲の市場参加者が対象となるため、その健全な育成にも時間が掛かるからである。

銀行中心の金融システムでは、銀行が預金者等の債権者に代わって信用リスクをはじめとする様々なリスクを担ってきた。銀行は融資を繰り返すことで長期的な取引関係を形成し、また、決済システムその他のサービスの提供によって借り手企業に関する「内部情報」を入手し、必要とあれば借り手企業の融資プロジェクトをモニターすることで、いわゆる債権者と債務者の間に存在する情報の非対称性に起因する問題の改善に努め、金融の仲介機能を果たしてきた。例えば、アジアでも資本市場の整備が進んでいる国の一つといわれるタイでも、企業金融における銀行のシェアは圧倒的に高い。その理由として、上記の他に企業経営の内情を税務当局や外

部第三者に漏らしたくないグループ企業オーナー経営者にとって、銀行からの資金調達に頼った場合、第三者に対する経営・財務情報の公表を回避できるというインセンティブが大きいこともある。銀行は単に商業銀行の役割を果たすばかりでなく、資本市場における機関投資家、証券のアンダーライター、金融債発行体も兼ねることによって、金融市場全体に対して広範な影響力を持っている場合が多い。多くの国で国営商業銀行が貸出市場の大きなシェアを占めているほか、財閥による大企業集団の存在と、その金融部門として銀行が経営されていることが多いのも特色である。

②外銀・外国資金の存在

一方、アジア各国の外資主導型工業化政策に伴い、外資系企業の活動を支援するかたちで金融自由化が行われ、外銀の進出も一定のレベルで進展した。1995年に発足したWTO体制のもとで、GATS（General Agreement on Trade in Services：サービスの貿易に関する一般協定）サービス協定に基づいて加盟各国が金融市場の規制緩和を約束し、その履行圧力が高まったことも急速な金融開放の促進要因となった。外銀は未熟な国内金融部門を補完して資金の国際移動を仲介し、経済発展に貢献したが、特徴的な事実として、外銀や外資系企業の活動が国内の金融部門や実体部門の相互促進的な発展に繋がることはなかった。

外資系企業を利用した産業構造の高度化政策が推進された当初、金融の自由化進展で海外から流れ込んだ資金は経済全体として効率的に利用され、生産的な投資に結実していった。しかし、経済の発展が国内貯蓄率を高めたものの、国内資金は小口かつ短期・安全指向が強く、国内金融システムの長期資金供給機能は未成熟のまま留まり、開発に必要な長期資金需要は外貨資金への依存度を高める結果をもたらし、浪費的な融資の累積と相まって金融危機の一因となった。

③国内資金貸出

金融危機後、銀行貸出の伸びは低迷を続け、マレーシアや韓国など一部の国ではプラスに転じたものの、多くの国では依然として停滞している。一方、預金者が他に適切な投資先が見つけられないこともあり預金は増加を続けている。銀行貸出を長期、短期に分けて見れば、依然、短期貸し出しが圧倒的に多く、企業部門と家計部門とに分ければ、企業部門は投資過剰感が拭い切れず、新規設備投資に慎重なため貸出が伸び悩み、家計部門では金利低下の恩恵やクレジットカードの普及もあり、耐久消費財の購買等資金のニーズは高い。多くの銀行では、法人部門の貸出不振を消費者部門でカバーし、当面の収益確保を図っていると言える。

（3）銀行の管理・監督

アジアの金融危機の一因として、銀行セクターの急激な自由化が銀行に対する政府当局の管理・監督機能の整備に先行して実施されたという面がある。金融危機後、各国はIMFや世銀のアドバイスを取り入れて急速にグローバルな管理・監督制度や基準を導入しつつあるが、新し

い規制・制度の枠組に現業部門の実態が追いつかないという状況が生じている。

銀行の管理・監督のありかたについては、バーゼル銀行監督委員会など、様々な国際的フォーラムの場において金融の規制・監督に関するルール作りが行なわれており、バーゼル委員会による銀行監督の 25 の原則や、1988 年に定められた自己資本合意及びこれに代わる自己資本に関する新バーゼル合意がある。また、IMF が中心となり、ROSCs に見られるような、国際的な基準・コードの導入を進めている。しかし、銀行の内部リスク管理能力等グローバル・スタンダード適用の前提となる部分でアジアの金融部門は依然後進性を抱えており、国際基準と業務の実態を関連付ける業務準則の整備も求められている。

銀行の健全化に向けた監督・管理や銀行の再編・強化は、銀行セクター全体としても、不良債権処理や信用収縮といった直面する課題に加えて重要な事項である。

例えば、ADB（Asian Development Bank：アジア開発銀行）は 1999 年にアジアの銀行セクター改革の観点から、4 つの政策課題として、①銀行活動に係る規制緩和（金利規制の撤廃、銀行の参入規制緩和等）、②不良債権処理（不良債権のリストラクチャリング推進等）、③プルーデンシャル規制と監督の強化（プルーデンシャル規制の国際基準適合化、市場規律、リスク・マネジメント推進等）、④銀行関連インフラと人材育成（預金保険制度、破産法整備等）を重視している。

2.2 アジアの銀行セクターの現状及び課題

（1）不良債権処理

商業銀行が抱える不良債権の処理は最大かつ緊急に解決すべき問題であるため、各国ともこの問題への取り組みに注力した結果、バランスシート上の不良債権比率は殆どの国でピーク時に比べて大きく改善している。しかし、不良債権比率低下の主な要因は、多額の不良債権を AMC（Asset Management Corporation/Company：資産管理会社）などに移管して銀行のバランスシートから外したことによる。政府が設立した資産管理会社への不良債権の移管については、移管過程やその後の処理に透明性を欠く、処理スピードが遅いといった批判がある。³

多額の不良債権の発生は銀行の財務体質を弱め、企業への資金供給機能の麻痺という後遺症を残した。金融危機以降、一部の国では急速に融資管理が厳格化されたため、融資活動が停滞しており、また、大手商業銀行への資本注入を国債で賄ったインドネシアでは、銀行が CAR（Capital Asset Ratio：自己資本比率）上のリスク・ウェイトが 0%の国債が生む収益に安住するのみならず、預金で得た資金も大半をソブリンリスクに頼る中銀債に投資し、企業金融へは資金がほとんど廻されない事態になっている。

³ 不良債権の資産管理会社への売却は、例えばタイなどでは Net Book Value（簿価-引当金）で行なわれており、債権リストラが進むに従い、資産管理会社の手元には処分が難しい債権だけが残し、見込み以上のロスが発生することも考えられ、その場合は政府の負担が重くなる。一方、銀行のバランスシートに残った不良債権についても、比較的良好な債権の処理は一定の進捗をみせているが、複雑な債権の処理はこれからとも言われている。

また、不良債権処理が完了しないために、当該債務者が発展の可能性のある事業を持っていたとしても、新規の貸出そのものが制限され、銀行が貸出先を減らしたために、業績回復の芽を摘み取ってしまうといったことも起きている。その他、債務返済を安易に繰り延べすることで、計算上の不良債権を減らすことの多かったタイの銀行では、リストラ債権や金利減免債権が再びNPL(Non Performing Loan：不良債権)化するといった懸念が顕在化している。

また、資産管理会社の不良債権回収活動が政治的な動向に左右されるなど、不良債権の処理にあたって、政府が策定した回収目標に縛られるのみならず、産業政策や雇用問題などの側面的配慮や裁判所による担保付債権の執行能力の不足から、破綻企業の処理が円滑に実施されないなどの問題が生じている場合もある。

(2) 貸出審査体制

不良債権の発生原因の一端は、実体経済の成長と、それに伴う資金需要の増加スピードに銀行の融資審査能力や管理体制を始めとするリスク・マネジメント能力の充実が追いつかず、貸出債権が不良債権化することにある。

加えて、銀行には融資ノウハウを持つ担当者が依然不足している。銀行は従来、明確な貸出ポリシーを持たないまま量的拡大を追求し、不十分な審査を経て貸し付けを実施したり、担保のみに頼った貸出しを多く行ってきたため、必要とされる審査能力が磨かれて来なかった。その結果、行内格付けや信用貸しのスキルが低いままの状態にあるため、流動性があっても貸さないといった状況も生じている。

一方、企業の財務情報の不備も大きな障害となっている。一部の上場企業などを除いて、企業に正確で迅速な財務情報の提供を期待することは極めて難しく、銀行が貸出に慎重な姿勢を崩すことができない主因ともなっている。特に中小企業等は、商法や会社法が求める財務諸表を作成していない、あるいは審査に本当に必要な情報を記載しない傾向がある。その大きな理由として、財務諸表に関する税法、証券取引法、会社法等を効率的に施行する関連制度整備が進んでいないことがあげられる（この点については、第6章にて詳述）。加えて、虚偽の情報等の流布に対する司法上の罰則適用が緩やかであることが意図的な情報の流布等によって正確な情報を得がたくする原因ともなっている。

その他にも、銀行が純粋の商業銀行活動の域を出て、政府の開発政策の一端を担わされることが多く、また、企業グループの関連金融機関という位置付けに甘んじることも珍しくなかった。従って、銀行は必ずしも厳格な貸出審査やモニタリングを実施できる地位になかったともいえる。

(3) 銀行監督と規制

各国は金融危機の苦い経験から、銀行監督と規制の整備に真剣に取り組んできた。金融のグローバル化が進展して各国の銀行セクターも国際的な枠組みに取り込まれつつある環境下で、国際的なスタンダードを基礎とした監督制度や規則の構築を進めているが、以下のような問題

を抱えている。

① 行政による銀行規制

(i) 規制の有効性

監督当局の銀行規制への取り組みであるが、規制そのものについて、当初目的とした効果を打ち消すような規制やルールが公布されたり、矛盾を抱えるような規制が散見される。例えば、フィリピンのバンク・シークレシー・ローは縁故融資の禁止を事実上しり抜けにしており、また、内部リスク評価モデルの急激な導入に対する疑問も呈されている。インドネシアでは、政府が民間企業へ資金が廻らないことに強い懸念を持ちながら、CAR や NPL 比率の急激な改善目標を銀行に課した結果、銀行貸出が伸び悩んでおり、中国でも貸出に係る規制通達が銀行の足枷となっている。その他、一部の国では規制の緩さに乗じてノンバンクが大きな比重を持ち始めており、銀行への貸出監督を強化しても、グループにノンバンクを有する企業には逃げ道が残されたままである。

(ii) 規制の妥当性

銀行監督当局が制定する規制や制度には、IMF やバーゼル委員会が普及を図るグローバルな基準が中核を成している。しかし、銀行界からは施策の施行が急激すぎて銀行の体制が追いつかない、景気への配慮がなされていないなど、政策の妥当性を危ぶむ批判も多い。銀行の健全性確保と貸し出しの拡大は矛盾する命題であるため、バランスの取れた政策運営が課題として残されている。より根本的には、銀行が依然一部の大株主に所有されている実態や経営責任を問いつつも経営を旧経営陣に頼らざるを得ない環境にあってなおかつ銀行健全化へ向けて実効性をあげるといった、緻密な管理・監督姿勢や規制にまだ改善すべき点があるといえる。

(iii) 監督・規制能力

政府は次々と規則を制定し、管理・監督計画を発表するものの、その実施のための組織作りや人員配置が充分でないことも多い。監督官・検査官の経験年数や技能など、業務処理能力向上への配慮が薄く、検査業務に真剣に取り組むことへのインセンティブの付与も不十分である。

また、銀行監督当局の出すガイドラインでは、コンプライアンス検査は銀行の内部検査に委ねるとしながら、実際の立ち入り検査の際に、当局が別段の理由なく殆ど同じ検査を行うなど、負担ばかりが増える監督・指導例もある。その他、金融機関の監督に関わる政府機関間の連携がスムーズにっていない場合も多く、監督のあり方や検査方法とともに改善すべき点は多い。

(iv) 競争環境の整備

健全な銀行監督には問題行の優勝劣敗の原則による市場退出が必要であるが、問題行の処理を円滑にするための施策などは不十分なままである。具体的には、ほとんどの国でペイオフが実施されておらず、預金の全額保護が行なわれている。その結果、銀行の競争環境そのものが醸成されておらず、モラル・ハザードの懸念も依然として根強い。アジアにおける預金保険制度の導入なども、今後の重要な課題である。

(v) 国際的な銀行活動への対応

経済のグローバル化に伴って、大手地場金融機関が国境を越えて幅広い業務を行なうようになり、また、進出してきた外国銀行が国内市場でも影響力を徐々に増すなど、金融部門の国際的な相互依存関係が深化しつつあるが、国際的な結合ベースでは監督当局による金融機関の実態把握が不十分なままである。

②市場規律

(i) 自律的なコーポレート・ガバナンス

銀行システムの安全性と健全性を保つためには、銀行自身による経営管理と、市場規律、監督とが効果的に機能し、相乗効果を生み出すことが望まれる。銀行自身による管理のためには、銀行の経営・財務分野におけるガバナンス確保とともに、情報開示を積極的に進めることが必要である。しかしながら、銀行の所有構造からみると、有力銀行の多くが特定の財閥系銀行と国営銀行とに二分され、銀行自体のコーポレート・ガバナンスが十分に機能する状況には至っていない。財閥系銀行では、銀行と借入れ人が実態的に一体であるため、グループ企業共同体の存続を優先しがちとなり、銀行の自律的ガバナンスが働きにくい。一方、国営銀行では経営者が問題を先送りしがちで、政府の政策金融の意向を強く受ける傾向にある。

(ii) 情報開示

銀行の経営・財務・資産内容についての情報開示の徹底と市場競争の促進は、従来よりいずれの国でも指摘されているが、実態は徹底していない。銀行の信頼性確保のためには健全な銀行会計基準の確立と情報公開が不可欠であり、今後早急な取り組みが必要である。

(4) 銀行業の再編と強化⁴

① 銀行の規模

各国の銀行再編は進みつつあるものの、規模的には未だ不十分である。例えば、フィリピンにおける銀行規模は、近隣諸国の最上位行と比較して 1/3 以下に留まっている。今後、銀行のあるべき役割を明確化した上で、資本力の充実など、銀行の体力強化を図っていく必要がある。

⁴ 本来、銀行セクターの強化のためには、銀行をどうするのか、というビジョンが先ずあるべきである。それには外資系銀行の位置付けや地場銀行の将来的な機能についての考えも示さなければならない。

銀行の再編は進みつつあるものの、国際的な金融再編の流れの中では、更に集約した中核的な銀行の創設に向けて、銀行の適切な規模への拡大や、外資系銀行の参入手順などについての考え方を整理し、計画的に実行していく必要がある。

すなわち、個別の金融機関のミクロ的な経営効率だけでなく、金融部門全体としてのマクロ的な資源配分の効率化を実現するには、情報構築の不透明性、所有・経営形態の後進性、資金力の不足、金融技術の低水準といったより根本的な問題の改善が不可欠である。このような問題は単純に金融機関に経営健全化を求めるだけではなく、金融業界再編をも見込んだ能動的な金融行政が求められる。ちょうど製造業で行われたように、地場金融機関の育成・強化を目的とした一種の産業政策的視点からの検討も重要な課題として認識すべきであろう。

② 外資参入

危機以前、各国で金融自由化が進められていたとはいえ、制限も多かった。危機後、マレーシアを除くアジア各国では、破綻銀行処理に外国銀行の利用が図られた。このような環境下、外国銀行は地場銀行の買収によって支店網を獲得、リテール市場に参入したため、その他の地場銀行との顧客獲得競争が激化しつつある。しかし、外国銀行の市場参入には一般に消極的な姿勢が見られるほか、問題銀行の外資による再建に対して国民の反発も顕在化し、再建は遅れ気味である。

③ エクシット・ポリシー

銀行再編をスムーズに進めるためのエクシット・ポリシーが確立しておらず、施策の徹底ができない例がある。インドネシアでは過去に銀行閉鎖の発表がいたずらに社会不安を惹起したこともある。また、国有化された銀行の民営化に当たって、不良債権を抱えたまま、職員が単に転籍するだけの抜本策を欠いた民営化も見られる。

こうした問題の解決については、政府が強いリーダーシップをもって進めていくことが必要であろう。

2.3 支援状況

(1) 世界銀行

①基本的な支援姿勢

アジア諸国は金融危機から急速に回復しつつあり、東アジアへの支援の性質は当初と比べて大きく変化している。金融危機脱却のための緊急避難的な融資等は、残高が危機時の水準から大きく落ちており、代わって分析やアドバイザリーサービスが増加している。アジア危機の原因の一つとして、金融セクターとそのインフラの脆弱性が指摘されており、世銀は1999年には既に強力かつ十分に統制の取れた金融セクター、長期債券市場、国際的に認知された会計・会計監査基準等の構築を目指した支援を多く行っている。安定的な経済の発展のため、マクロ経済の慎重な運営を支援する姿勢は変わらないものの、重心は金融機関・企業のリストラとコーポレート・ガバナンスの強化、公共部門のパフォーマンスとガバナンス向上、社会的弱者の保護に移行している⁵。

なお、世銀の東アジアにおける銀行セクターの支援内容の変化につれて、主な支援対象国も変化し、危機の震源地でもあったタイ、インドネシアからWTO加盟を果たした中国へ移りつつある。

②世銀の主なTA (Technical Assistance: 技術協力) 関連ローン (東アジア地域)

承認日	期間	対象国	支援内容
00年8月	NA	中国	金融セクターTA (詳細不明)
97年12月	01年5月	インドネシア	金融セクターTA (詳細不明)

⁵ 世銀の現在の最大テーマは貧困撲滅を中心とした施策支援であり、そのための持続的な経済発展の支援という位置付けである。

97 年 9 月	03 年 9 月	タイ	主目的はファイナンス・カンパニー清算 TA 1. 金融機関清算手続き強化、将来の問題行発見 2. 金融機関監督の合理化、市場規律の強化、倒産・担保の競売手続き強化、金融インフラ・構造改革
95 年 11 月	03 年 12 月	ヴェトナム	主目的は経済発展のニーズに合った銀行部門の近代化 TA 1. ペイメントシステムの向上、送金の利便性向上 2. 参加銀行が内部経営と顧客サービスの向上を図る組織的インセンティブ強化
92 年 9 月	02 年 9 月	中国	1. 国内支払・交換システムの近代化 2. 中銀機能である金融セクターの管理・監督、会計・内部監査、調査・統計整備能力等の向上

③主な国への支援方針

(i) インドネシア

The Country Assistance Strategy (CAS：国別援助戦略（期間 2001～03 年））では貧困の減少、グッド・ガバナンス（Good Governance）、経済再構築を 3 本柱としており、金融部門の支援はその枠組みの中で健全な機能の構築支援である。貧困削減や銀行・企業のリストラ推進には継続的な経済成長が不可欠であるとし、IMF と共に経済再構築も支援している。1999 年、2001 年には金融機関・企業のリストラ施策や国有銀行の支援を行なっているが、その目的は民間投資を呼び込むための制度的、政策的環境の整備にあった。

(ii) タイ

危機の遠因といわれているタイの生産性下落の一因は、金融機関・ノンバンクに慎重さを欠き、採算性を省みない行動をとらせる結果となった政策にあったとされる。危機後、タイ政府が金融機関・ノンバンクに慎重な行動を促し、抑制機能の働く政策構造へ転換することを支援している。この流れを更に進めて、世銀はタイ政府のほか ADB、UNIDO（United Nations Industrial Development Organization：国連工業開発機関）等国际機関と協力して Country Development, Partnership for Competitiveness(2001 年)を作成し、タイ国の第 9 次経済社会開発計画とも呼応して、包括的な金融機関改革推進による競争力強化を図っている。

●タイの金融機関改革 短期的目標： ① ローン損失・担保に関する国際的基準や BIS（Bank for International Settlements：国際決済銀行）規制の全面適用への移行過程の施策 ② 民間銀行への資本注入の公的支援スキームの見直しと TAMC（Thai Asset Management Company：タイ資産管理会社）の実行 ③ 国営銀行の NPL の処理 中長期目標： ① 一層の銀行部門の強化 ② 預金保険の導入 ③ リスクを基本とした監督 ④ 国債の流通組織の再編 ●世銀の TA ① 破綻銀行の資産、TAMC や政府介入銀行からの資産の処分 ② コアとなる国有・民間銀行への資本注入と強化 ③ 損失を全面的に透明化することに加えて、計画的に公的管理下に入れた資産を売却すること
--

により、銀行株および資産（不良債権を含む）の市場を整備すること
④ 格付け機関・Credit Bureau・AMC 等中心的機関の強化

(iii) マレーシア

政府の進める企業、金融部門の再編を支援するものとして、Policy and Human Resources Development (PHRD) (2.7 百万ドルのグラント：1999 年度) を実施し、政府の AMC や企業債務再編委員会 (Corporate Debt Restructuring Committee) を支援した。また、マレーシア中銀 (BNM) が関与する Asia-Europe Meeting (ASEM) TA Grant の運営管理、銀行部門における顧客別早期警戒システム (Early Warning System) の設計・実施を支援している。

(iv) フィリピン

アジアを襲った金融危機では相対的に大きな影響を受けておらず、1999 年に銀行セクター改革プロジェクト (Banking System Reform Project) —モニタリングと再編の TA—として、現状および将来のショックに耐えられる銀行システム作りを支援した程度である。その他、支援国会合 (Consultative Group Meeting) を通じて金融機関・企業リストラ活動を支援している。

(v) 中国

1999 年には国営商業銀行の改革を支援した。

(vi) その他

ヴェトナムでは包括的支援として新 Poverty Reduction Support Credit を実施して民間投資を呼び込み、また国営企業、銀行公的融資の透明性とアカウンタビリティを強化するための構造改革を支援している。

(2) アジア開発銀行

①基本的な支援姿勢

世銀と同様に東アジアへの支援内容は大きく変化しており、金融危機脱却のため、緊急融資を中心とした支援から金融構造分析やアドバイザリーサービスが増加している⁶。基本的には世銀や IMF 等と政策の調整や担当分野を調整しながら行なう TA であり、金融セクターの強化を持続可能な経済成長に不可欠と位置付け、各国の実情に合わせた TA となっている。

従って、支援内容も大掛かりな改革支援から軽微な改革までバラエティーに富んでいると思われ、下表「②アジア開発銀行の無償技術援助」の対象国の多さや諮問・実施金額の多寡からもその様子が推測できる。

②アジア開発銀行の無償技術援助

年／対象国	案件名	諮問・実施金額
1999 年		

⁶ 1999 年には貧困削減戦略を策定し、2000 年からは貧困者に裨益する持続可能な経済成長、社会開発、グッド・ガバナンス（よき統治）の 3 本柱による戦略を打ち出している。

カンボディア	農村金融サービスのための能力開発	1,450
インドネシア	預金保険制度の開発	150
キルギス	金融セクターの組織強化	600
モンゴル	銀行制度再編の強化	220
ネパール	金融セクター改革の拠点の設置	150
フィリピン	ノンバンク金融セクター開発	2,000
タイ	専門金融機関再編	3,000
ウズベキスタン	銀行セクターの強化	1,000
ヴィエトナム	ヴィエトナム農業・農村開発銀行における企業統治の強化	900
2000 年		
ブータン	金融機関のプロジェクト査定及びポートフォリオ管理	400
中国	中小企業信用支援制度の開発	750
	中国開発銀行の制度強化	600
	中小企業向け融資政策・しくみの開発	700
フィジー諸島	フィジー諸島開発銀行の見直し	150
インド	地場金融機関に対する住宅都市開発公社の貸付能力の育成	150
ラオス	企業統治及び国営商業銀行のマネー面を強化	900
モンゴル	金融セクター開発の強化	600
サモア	金融・事業諮問機関の能力開発	500
タジキスタン	農村の金融システム育成支援	150
2001 年		
アゼルバイジャン	銀行業務施策・手続きに関するセミナー	150
バングラデシュ	金融、産業、貿易部門のレビューと戦略構築	125
ブータン	金融部門のレビュー	300
カンボディア	銀行・金融機関経営に係るキャパシティ・ビルディング	1,000
インド	金融セクターの政策と改革の貧困削減に及ぼす影響	150
ラオス	財政・金融・経済アドバイス	950
パキスタン	State Bank of Pakistan の制度強化	450

注) 単位は千ドル

③主な国への支援方針

(i) インドネシア

新 Country Operational Strategy (COS) を採択し、インドネシアの長期発展に焦点を合わせて政府ガバナンスの改善、民間部門の発展、人材・社会開発、環境マネジメントに関する本格的な支援を図っている。2001 年の TA および貸出の実行にあたっては、重点を経済の持続的な回復のための支援から新 COS の目標に合う支援へ移行し、金融部門ではコーポレート・ガバナンスに焦点を当てている。また、マネー・ロンダリング排除にかかる法制化の提言に関連して金融機関の強化等も進言している。その他、金融サービス監督機関 (Financial Service Supervisory Institution) の強化にかかる TA もある。

(ii) タイ

1997 度以降、IMF、世銀と政策協議を続け、IMF は中央銀行の改革と強化支援では中心的な役割を果たすと同時に一義的責任を負い、世銀はノンバンク金融機関の再編・合理化支援に注力するほか、IMF と世銀は共同して銀行とその他の民間ファイナンス・カンパニーに対する規制の骨格作りに協力している。一方、ADB は資本市場の再編と発展に関して責任を負っている。

1999 年 12 月には、4 政府系金融機関のリストラのための貸出を行なった。その他、ADB は政府金融機関の独立性とアカウンタビリティや透明性を確保するために、コーポレート・ガバナンス原則の骨格作りを支援し、その結果をベースとして、政府金融機関を活用した SME (Small and Medium Enterprises : 中小企業) 金融の活性化も視野に入れている。

(iii) マレーシア

1999 年に金融機関の競争力強化と統合化を目的とした再編の TA 以外にはほとんどなく、2001 年実施案件はゼロで政策協議も行なわれていない。

(iv) フィリピン

Country Strategy and Program に係る TA として、ノンバンク金融機関のガバナンスの強化 (Non Bank Financial Governance Program : 2001 年) や地方開発のためのマイクロ・ファイナンス支援がある。金融セクター支援としては、①金融機関、特にノンバンク金融機関の再編支援、②競争力強化としての企業、金融機関リストラ支援がある。

(v) 中国

金融に関しては、中小企業に関連した支援が中心である。主なものとしては、①中小企業を対象とした金融仲介メカニズム開発のためのマクロ政策実施環境の整備、②中小企業の社債市場 (debt market) における資金調達を可能にする金融手段の開発 (上海市政府が協力)、③中国開発銀行の制度強化がある。

2.4 支援の留意点と進め方

(1) 問題意識

東アジアでは銀行による金融仲介機能が最も重要であり、基本的な傾向は今後も続くと考えられる。東アジア諸国は、外資主導型の工業化を図る一方、金融自由化策を推進してきたが、このような金融の発展を強固なものにするには、3つの問題が焦点となる。第一は金融部門の監督・規制の枠組みの強化、第二が地場金融機関の経営強化、第三が海外資金の健全利用を可能にする資本取引制度の構築である。

第一の問題解決の方向性は、市場ベースの規制アプローチに則った自己責任に基礎を置くものであり、市場監視に基づいた市場規律と情報の透明性の確保が不可欠であるが、なお改善の余地がある。第二の地場金融機関の経営強化・活性化については、外国銀行と比較して依然強みを持つ国内資金の吸収力、国内決済システムの提供、地場企業への資金供給力、そのベースとしての国内支店網と国内顧客基盤を活かすことが必要であり、そのためにはモニタリング機能強化や人的資源の向上等が必要である。従って、取りあえずは相対型銀行業務の基盤強化が望まれる。第三については、外国為替の自由化と取引の自己責任原則に基づく市場規律の適用と、適切な金融仲介者として機能するためのプルーデントな規制の強化が待たれる。グローバル経済を前提とした外資主導型工業化にあつては、外国金融機関の活動に期待する部分も大きく、その活動を通じて地場企業・外国企業・外国金融機関・地場金融機関を巻き込んだ 4 者

のリンケージ強化が進み、銀行経営、リスク管理、情報生産ノウハウ等の伝播と、市場規律の確立による効率的な金融市場への改善も望まれる。

銀行規制の目的は、過剰なリスク・テイキングとなる融資活動等を抑制することで、金融機能の低下を防ぎ、産業の発展に貢献することにある。80年代後半以降、長く続いた好景気の中で銀行も急激な拡大を遂げ、その行き過ぎを抑える施策も一部では出ていたが、金融危機を回避しえなかった。危機後、世銀、IMF等の指導もあり、各国は銀行セクターの改善に取り組んでいるが、未だ課題は多い。金融機関が本来の機能を取り戻すための支援に当たっての留意点を、上記の問題意識を念頭に置きつつ以下に検討する。

(2) 留意点

日本が東アジア諸国を支援するに当たっては、以下の点に留意して対応すべきと考える。

まず、銀行セクターの整備が優先される理由を明確に認識する必要がある。銀行セクター自体に優位性があるのではなく、会計・法制や情報インフラなど各種のインフラが未整備な状況下でも、経済の持続的な発展のための機能を金融機関に担わざるをえないとすれば、現実的な課題として銀行セクターの整備が優先されるということである。

同様に、ブルーデンシャル規制は全体的な制度整備が進んだ後でも必要とされる規制は幾つもあるが、インフラが未整備な状況下で実行しやすく検査しやすい規制、金融システムの安定化に最低限必要な規制を考えて、より現実的な選択をすべきであろう。従って、本来なら他の規制や制度で達成すべき目的の達成のために、次善の策としてのブルーデンシャル規制⁷も考えられ、国際的な基準より厳しい目標値の設定も考えられる。

不良債権を早期に処理して銀行の体力を回復する支援も優先して考えなければならない。経済の持続的な発展のための企業金融活発化に向けた銀行経営の健全化は、銀行の体力の回復があって初めて可能となるといえる。

銀行はスムーズな資金仲介機能と決済機能を果たすという社会的使命を負っているが、一方で民間の営利企業であって再投資のための健全な収益確保は必要である。従って、管理の厳密化・システムの構築等を義務づける場合も将来的なメリット感が銀行に無ければ機能しないの

⁷ 銀行を取り巻くインフラの整備が未だ十分ではない状態で、銀行の金融仲介機能をできる限り向上させようとするれば、銀行の管理・監督の中心となるブルーデンシャル規制が鍵となる。その選別的な活用は、市場規律を補完する手段ともなり得る。

①例えば、改定パーゼル規制(CAR)は銀行の自主的なリスク管理を基本とするものであり、この能力が低い場合、無批判な導入は危険を伴う。非生産的な金融活動の再発防止に向けて、分かりやすい自己資本比率の活用(例えば8%を上回るCARの義務化)が考えられる。

②金融機関が特定のファミリーに所有される構造は、是正が望まれるものの、直ぐに解消できるものでもない。銀行に適切なリスク・マネジメントを行なわせるとして、大口融資規制や一社規制等に加えて、例えば、産業別貸出規制のように、グループ内有力企業と同業種またはその影響を受けやすい関連業種を対象とした貸出規制の導入は、は過度のリスク集中の回避に有効であろう。

③金融機関がグループ内企業をモニターして改善への影響力を発揮することが困難な場合は、形式的なモニタリングと、モニター状況の検査で実質的効果を上げる工夫が必要である。銀行監督官庁が、不十分な財務諸表しか提出しない企業のCAR計算時のリスクウェートを強制的に上げる指導も考えられる。

で、支援でも注意が必要であろう。

世銀や IMF、その他各国による二国間支援もあるため、支援は極力日本が過去または現在取り組んでいる問題、あるいは対応策に基礎を置くものとするべきであろう。内容的には支援人材を幅広く確保でき、現実的な改善のヒントを与えることが可能でかつ受入国に納得させられるものに焦点を絞るべきである。

(3) 支援の課題と進め方

わが国が支援を行なうに当たって、以上の留意点を踏まえつつ、日本の制度面からの経験、人的リソースの状況を踏まえて実施する必要がある。

①進め方

今後、制度整備を支援するに当たっては、東アジア各国が抱える火急の問題を直視しつつ、各国の発展段階に合わせた実効性の高いアプローチが必要であろう。わが国の支援の進め方として、銀行業務、銀行管理・監督、インフラ整備の現場担当者の視点に立つことが賢明であろう。理由は、わが国も一貫して欧米の制度に習い、その時々国内実情と調和させつつ、今日の体系を築き上げた経験を持つからであり、国内実態との調和に長い時間的余裕を与えられたわが国と、それが少なかったアジアの現状との比較が個別具体的にできるのはわが国において他に無いと考えるからである。

②支援の順序

各国とも、銀行は多額の不良債権の処理と貸し渋りが大きな課題になっている。まず、貸出の拡大のための与信審査能力の向上、企業情報データベース構築を対象とした協力を行うことは重要である。併せて、政策的に信用保証制度などへの協力も有効である。

更に、銀行システムの健全化に向けて基礎インフラである決済システムの整備や、本質的課題である銀行管理・監督、不良債権処理の推進などにおいても支援可能性を検討する。

いずれにせよ、この分野の支援にあたっては、技術移転的な支援においてはテクニカルな部分のモジュール化を目指すとともに、対話や共同研究等の方策による政策的解決方法を共同で模索することによって、制度構築につながる支援を行っていくことが重要である。

③銀行への支援

(i) 債務処理の推進

債務処理が進展しない理由の一つに処理の法体系の不備があろう。これについては、当該国の政治・経済状況によって対応が異なってくる。しかしながら、不良債権を抱えた企業の処理が進まなければ、当該国の経済発展にも障害となることから、重要な課題である。このため、債務の株式転換や債務に係る紛争処理において、商事裁判所の能力強化と平行して、ADR (Alternative Dispute Resolution : 裁判外紛争処理) メカニズムの導入など、当該国が当面必要とする方策について、わが国の経験の共有や知識の移転、今後の方策について、共同研究

を行なうことも有益である。

(ii) 貸出与信審査の向上

企業実態に応じた多様な審査の考え方を組み合わせて実施することが必要であり、企業の成長力や企業の経営状況を見抜く力の養成が融資担当者、取引先担当者双方に不可欠である。特に、中小企業向け貸出⁸におけるローンプライシングの手法、担保価値、金利の設定等多様な審査スキルの導入を図っていくことへの実務的な協力が考えられる。

また、資金協力機関との連携により、審査マニュアルの整備等、協力を行なっていくことも重要である。なお、協力にあたっては、第4章に述べる企業会計制度への支援を併行して実施することが望ましい。

(iii) リスク管理体制の強化

ALM (Assets and Liabilities Management : 資金負債総合管理)、格付け制度、Early Warning System (早期警報システム) 等のシステムをはじめ、新しいリスク管理の理論構築やツールの開発について、セミナーなどを通じた協力が国際金融機関と中央銀行などによって広範囲に実施されている。

この分野は基本的に民間の協力に負う部分が多いが、リスク管理手法などについて、中央銀行・銀行監督者むけの情報共有を図っていくことも必要である。

また、貸出の事後管理技術について、モニタリング⁹をはじめとして技術の習得が進みつつあるが、更なる高度化への対応、例えば、為替変動や流動性リスクなど、リスク相互間の本質的な理解に向けた教育が必要である。既存貸出の資産分類の厳格化も更に進めるべきであろう。このような実践的分野への支援も検討に値すると考える。

④ 銀行を監督する官庁への支援

(i) 銀行の管理・監督体制の充実

銀行の自己資本規制 (CAR) に関して、より自己管理と市場規律を尊重した規制への見直しの進展、ROSCs、バーゼル・コア原則活用の奨励などにより、国際的な動向を踏まえた制度の整備が急がれている。しかし、銀行の管理・監督体制は各国の置かれている状況に応じて適切な形態を選択しなければならない。一例として、プルーデシヤル規制の各国の実情に合った適用と内容の強化が考えられる。銀行が実質的に特定の企業グループや大株主に所有されている実態を考え、銀行所有形態により大口融資規制や一社規制の比率を変えるとか、不動産・証券等セクター別の融資残高規制を企業グループ・大株主が属するセクターについては融資残高を細かく管理するなどの方法もある。このため、各国政策担当者間で、監督当局が直面する

⁸ 中小企業金融を政府が強制的に推進している国としてマレーシアがある。中央銀行であるバンク・ネガラは中小企業貸出枠を各行に設定し、枠の未消化額は法定準備預金として中央銀行に預託される一種のペナルティを課している。

⁹ タイでは、銀行のモニタリング機能強化策として、借入人に自社の経営状況に関するデータ（収支報告、事業戦略、借入等の債務状況）を銀行に定期的に送ることを義務付け、データを提示しない場合は銀行が貸出を停止できる権利を明確にしている。

問題やお互いの意見交換、人材育成に係る監督当局間での情報交換の促進などが重要である。銀行監督機関の関係者へのセミナーや、検査マニュアルの作成支援なども当該国のニーズに応じて実施していくことが有効と考えられる。

また、この分野における協力は、アジアの国々の間で情報の共有や、今後どのように対処すべきか、といった視点から、連携強化や情報交換の場の設定、専門分野別の共同研究体制の構築を行っていくことが有益である。

例えば、経済・金融のスタンダード化を進めれば、銀行の淘汰が起こり、エクシット・ポリシーが重要になるが、どのような市場参入政策を取るべきか、市場に適合しない金融機関の退場にどのようなメカニズムを準備するか、といった問題の研究が考えられる。

政府の規制/監督

政府がなすべき規制/監督には様々なものがあり、具体的支援は各国の実情に応じたものであるべきであるが、基本的には以下のように考えられる。

- ①銀行の健全な発展を図り、銀行機能が円滑に発揮できる体制を確立するため、政府による経営への介入（政策/制度融資の規制など）は漸次廃止する。
- ②同時に特定企業グループへの過剰なコミットメントを避けるためのオーナーシップ構造の分化、外部役員の導入、銀行業務のプロフェッショナリズムの構築を行う。
- ③銀行管理・監督のあり方について、バーゼル・コア原則など、世界的な流れを踏まえて適切な規制の実施が行われる体制を構築する。
- ④管理・監督機関の重要な要素として執行能力がある。
 - (i) 効率的な執行のための柔軟な組織と必要な人員確保、および銀行への監査・指導に従事する検査官の評価と処遇の充実も必要である。
 - (ii) 先進国を中心として、常に新しい金融商品の開発が行われ、金融技術が進歩していることから、検査官も常に新しい知識の習得と検査技能を磨く必要がある。
 - (iii) 優秀な検査官の確保は途上国にとって大きな課題である。従って、検査官への研修の充実と並んで、監査法人の活用や市場メカニズムに則した規律との関係を踏まえ、重点項目の絞りこみなど、管理・監督体制のあり方について明確化することが必要であろう。

⑤ インフラ整備

(i) 企業情報データベース

近年、主流になってきているキャッシュフローベースの審査の導入とともに、企業情報データの役割は大きくなっている。日本の銀行の主な企業情報源としては、帝国データバンク等からの信用情報がある、また手形交換所の不渡り情報も重要な情報源である。また、銀行自身がメインバンクとして取引先の情報を蓄積していることも大きい。アジア諸国では、企業情報を組織的に蓄積するシステムが構築されておらず、各国政府主導で銀行共通の顧客データを基礎とするデータベースの構築を進めつつある。まずは、この動きを支援するため、各行が有する貸出先のデータをもとに与信審査に必要最低限の共通データベースを構築することへの支援が考えられる。この共通データベースと各行が独自に構築したデータベースとのリンクには、日本の銀行が顧客情報ファイルとして構築した技術の活用等が考えられる。具体的な支援としてはデータベースの構築に向けたシステム設計・構築支援や、運用のための人材養成支援が考えられる。

また、中長期的には、独立した企業情報データベース機関の設立について、諸外国の実情との比較も行いながら、適切なあり方を研究することも必要であろう。

なお、こうした企業情報の集積のためには、他行または第三者による顧客データの悪用を防

ぐ措置、データの最新性と使い易さの確保などを整備していくことも必要であろう。

(ii) 信用保証制度

貸出審査能力の向上や、企業情報データベースの環境整備を実施しても、中小企業の信用リスクは高く、更に政策的な支援が必要とされる場合も多い。銀行のリスク軽減の手法として信用保証制度は世界各国で導入されている。アジア各国でも信用保証制度の拡充が図られており、信用保証の保証率、再保険制度のノウハウなど、わが国の経験を生かした協力が考えられる。具体的には、日本の中小企業総合事業団や信用保証協会の協力の元に、セミナーの開催や制度構築のための調査研究、担当者の人材育成などが考えられる。

＊なお、更に政府系銀行の設立による貸し出し拡大を取る方策もあるが、本報告書はあくまで民間ベースの金融拡大のための制度を想定したものであるため、ここでは、取り上げない。

(iii) 預金保険制度の整備

市場規律にしても、行政規律にしても、確実に機能させるためには問題金融機関の市場からの退出が速やかに行われなければならない。市場規律の観点からは破綻金融機関を速やかに退出させる商事裁判所の機能強化を含む各種仕組みが不可欠であり、行政規律の視点からも経済へのダメージの拡大を防ぎ社会コストを極小化する必要がある。その意味から、預金保険機構の拡充と保険積立金の充実などのセーフティネットを整備しておく必要があり、日本が現在試行錯誤していることの伝達や、最近の商法改正に伴う各種企業再編・整理の枠組み構築の経験が役立つであろう。

(iv) 決済システムの整備

銀行の決済システムは利用者の銀行への信頼の源泉であり、決済機能は金融仲介機能と並んで重要な機能である。企業等が日々の業務で銀行を利用することで、資金の出し入れの動きを通じて銀行には企業の業務実態に関する情報が蓄積される。アジア諸国では決済システムは整備されつつあるが、移行経済国においては銀行決済に日数がかかっており、企業にとってリスクが発生する。決済が迅速に実施されるようなシステム構築への支援は企業活動のリスク軽減の観点から重要である。また、決済システムについては、RTGS (Real-Time Gross Settlement : 即時グロス決済) など新たな決済システムの導入も図られており、すでにシステム導入が図られている諸国にあっても、常に新たなシステムへの更新の需要は存在する。

すでに、日銀においては、タイ、中国等へ中央銀行の決済システム構築の支援を行っており、新たなシステムについての情報交換も実施している。今後は、これらの決済システムについての情報の共有を図るとともに、システム導入に向けた調査・資金協力などを行っていくことが考えられる。

(v) その他インフラ整備

金融機関の健全性規制と並んで、借り手企業の情報開示促進と破産法整備をはじめとする法制の充実が必要である。これらの制度的なインフラが不十分なまま、銀行だけが経営の透明性と健全性規制の強化を課せられた場合、産業金融が縮小し、短期的な商業金融や消費者金融への過剰な依存が生じることもありうる。これらの問題については、第六章で詳述する。

第三章 資本市場

3.1 資本市場を取り巻く状況

(1) 国際的な資本市場の動向

様々な課題はあるものの、アジア危機以降資本市場は概して安定化しており、多くの新興市場国から国際資本市場へのアクセスが増加する一方、新興市場国が発行する債券のプレミアム等は低下して、短期的に見る限り国際資本市場の安定性への脅威は薄らいでいる。しかし、これまで企業会計制度やコーポレート・ガバナンスを重視してきた米国においてのエンロンの不正発覚、破綻以降、企業の発表した収益への信頼性の揺らぎが国際的な資本市場へも大きな影響を与えている。疑わしい会計処理による収益と見られると株価は大きく下落するなど、市場の厳しい反応に対して、企業は本来の収益力の増強に加え会計の透明性や適正なコーポレート・ガバナンス等にかかる適切な対応を迫られている。

現在、世界の投資資金は、よりよい運用先を求めて国境を越えて移動している。途上国の市場にも、他国からの投資資金が流入している。国内の資本市場を育成することによって、企業は、国内外の投資資金を集めることが可能となる。

このような国際的な資金移動の結果、エマージング・マーケット・ブームが起きる一方で、途上国の市場が外国からの価格操作の危険にもさらされるようになっており、市場規制・監督の面での国際的な協調が求められている。

Box 資本市場の役割

資本市場が育成されれば、企業の資本戦略の幅は格段に広がりを見せる。中でも、株式市場は、主として値上がり益を期待する投資資金が集まる市場であることから、十分な担保価値を有する資産を保有しない企業であっても、成長性が高いと投資家に判断されれば、資金調達が可能となる点が特徴である。

資本市場の発展の方向性の第一は、健全な市場の育成である。健全な市場の発展には、以下の条件が求められる。

① 公正な取引

資本市場は、取引が公正なものでなければならない。インサイダー取引など、一部の投資家に有利な、不正な取引が横行している市場は、信頼性を失い、発展は望めない。取引が公正に行われるよう監視が行われ、不正な取引は処罰されなければならない。

② 上場会社の経営管理体制の整備・確立

上場会社は、広く一般から投資資金を集めることから、経営管理体制の整備・確立が求められる。適切な会計システムを導入し、近代的・合理的経営が確立されている企業のみが上場できる制度とし、上場には厳正な審査が行われる必要がある。

③ 情報開示

資本市場では、投資家が投資リスクを負うため、企業は投資家に対し、企業内容開示（ディスクロージャー）の義務を負う。公開会社は、企業業績、業績予想の修正、業務提携等の経営に関する重要な事項を、速やかに発表する義務がある。企業内容開示が実施されることが、健全な市場の発展の条件となる。

④ 株主の権利の確保

株式とは、株式会社が出資者（株主）に対して、発行する出資証券である。株主の権利は、株主自身の経済的利益のために認められた権利（自益権）と、会社の経営に関与する権利（共益権）である。株式市場が発展するには、これら株主の権利が保障されなければならない。

資本市場が高い健全性を維持していることは前提条件であるが、更に市場を活性化させるためには、株式や社債の発行に関する規制や条件の緩和、決済制度や売買制度の改善、ブローカーの育成など、発行市場・流通市場の双方の実務的な対応を行うことも必要となろう。

(2) アジア市場の特徴

アジア危機後、債券市場や株式市場によるファイナンスも若干増えているが、依然として、資本市場特に債券市場は発達しているとはいえない。それは、①発行規模や残高が小さい、②流通市場において流動性が低い、③満期が短期に集中している、④投資家ベースが小さい、等から判断できる。とは言え、全体的な金融構造を見た場合、インドネシア、韓国、タイ、マレーシア等の国では資本市場も徐々に育ちつつあることも確かであり、80年代終盤からの長期にわたる経済成長の結果、家計部門の所得が高まり金融資産の銀行預金一辺倒から年金や保険等金融的な資産への移行が少量ながら始まり、それによって機関投資家の資本市場での資金運用も始まっている。しかし、家計の所得水準はいまだ低くリスクマネーにはならず、機関投資家の運用ノウハウ不足や資本市場の未整備、規制の多さから、大半は銀行預金等で運用されている。

このような銀行の資金吸収力の圧倒的な強さは、資本市場においても銀行が中心的な役割を果たす結果となっている。銀行は①資産規模、②Reputation、③情報収集とモニタリング能力、と言った銀行の強みに加え、④銀行部門の競争激化による収益性低下の補完、⑤規模や範囲の経済の活用、を図って資本市場に参入しているのである。しかし、今後、アジアでも所得の上昇に伴って様々な機関投資家が出現し、投資金額も次第に大きくなっていくと思われる。発展段階の特性に合った制度整備が必要であろう。

3.2 資本市場の状況と課題

金融危機後、銀行貸付けに次ぐ新しい企業金融形態として資本市場を早急に発達させるべきだとの見解が高まり、各国ではIMFや世銀の指導を受け、資本市場の整備が進められている。しかしながら、アジアの健全な資本市場の発展には、未だ課題を有している。以下では、主に株式市場に特徴的なこと、債券市場に特徴的なことおよび共通していえることに分けて記す。

(1) 株式市場の現状・課題

① 市場規模

株式市場は、各国の株式時価総額をGDP（Gross Domestic Product：国内総生産）比でみた場合、タイ 26.2%、インドネシア 20.0%、マレーシア 124.9%、フィリピン 77.6%、中国 59.2%となっており¹⁰、国の経済規模と比較すると、ある程度は拡大しているものと判断される。

¹⁰ 参考：日本は70.9%、数値は2000年末、財務省関税・外国為替等審議会（2001）資料、中国に関しては三菱信託銀行香港支店、范「中国株式市場の現状と展望」を参照。

東アジアの市場においても、長期的な投資戦略に立たない個人を中心とした投資家が短期的なキャピタル・ゲインを求めて行動するほか、欧米や日本の株価に影響されることが多い。その結果、株価の変動幅は先進工業国での変動幅に比べてもきわめて大きく、企業のファンダメンタルズから大きく乖離するという現象がみられる。資金調達を行う企業側から見ると資金コストと資金量が極めて不安定な市場といえ、また金融仲介のチャンネルとしての不安定性がある。現状、株式は企業金融とりわけ設備投資のための安定的な資金源とはなりえていない。

② 上場基準・審査体制

上場に際しては、証券取引所は、企業の経営管理体制が整備・確立されているかどうかを審査する必要があるが、その審査が厳格に行われておらず、経営管理体制に問題を抱えたまま上場する企業が見受けられる。証券取引監視機関や証券取引所は、上場企業のコーポレートガバナンスやコンプライアンスの強化を図っているが、それらが実行されないことに対する措置を講じているケースは少ない。

また、上場維持基準が緩やかであることから、株式の流動性が低い場合にも上場廃止にならず、発行体も流動性確保に注力しない、すなわち、株主の拡大に注力しない、という状況が生じていることもある。

③ 投資家

株式市場への投資家は、個人投資家が中心であり、一部の国¹¹を除いては、機関投資家の比率は小さい。例えば、タイでは、取引の70%程度を個人投資家が占めており、次いで外国人投資家が20%、法人投資家（機関投資家を含む）が10%となっている。

④ 発行体

一般的に、アジアでは、中小・零細企業が多く、株式公開が可能な規模・業績の中堅・大企業が少ない構造にある。それが、発行体の層が薄い要因である。

更に、株式公開が可能な規模・業績の企業であっても、上場を希望しない企業もある¹²。企業が、市場金利よりも低い金利で融資が受けられる場合には、株式公開のメリットである資金調達力の拡大は、企業にとってさほど魅力的ではない。株式公開によって求められる情報公開（ディスクロージャー）や、株式買い占めや乗っ取りへの不安といったデメリットの方が、相対的に大きくなり、結果として株式を公開しない。タイのファミリー・ビジネスの場合も、公開のメリットとデメリットを比較した上で、株式の非公開を選択している例と考えられる。

中国の場合には、上場企業の大半は元国営企業であり、上場企業の中での純粋な民間企業の数に限られている。

アジアで活動している外資系企業は、設備投資資金の多くを本国の親会社に依存しており、

¹¹ マレーシアでは、公的な年金基金が高いシェアを占めている。

¹² 先進国の企業でも、情報公開を避けるために、大企業でも非公開の企業は存在する。

進出先の国の市場での株式公開による資金調達は極めて限定的である。

（２）債券市場の現状・課題

① 市場規模

アジア危機以降、自国通貨建てによる債券市場の必要性が認識された結果、その整備に高い関心が集まっている。しかしながら、社債市場をみると、その発行残高は小さく、GDP 比でみた場合、タイ 10.2%、インドネシア 1.7%、マレーシア 41.3%¹³、中国 0.96%となっている¹⁴。

債券市場が拡大しない要因としては、１）利回りのベンチマークとなり得る国債の指標銘柄が存在しないこと、２）流通市場におけるマーケットメイカーが不在であること、３）取引や決済方法が整備されていないこと、などがあげられる。

② 格付機関

市場での社債発行企業が少ないこともあり、格付機関がレーティング対象としている銘柄が少なく、格付機関は発達していない。また、地場格付機関は S&P やムーディーズと提携したり資本参加を受けている場合が多い。

S&P やムーディーズ等は、自らはアジアの地場企業の格付けには積極的ではない。

③ 投資家

投資家層の薄い債券市場にあって、銀行は債券所有者として高いシェアを占めている。同じ投資行動をする所有者が相当割合で債券を所有していることは、債券の流動性確保を困難にしている。

（３）株式及び債券市場に共通の課題

① 市場規律・監督体制

IMF や世銀等の指導のもとに、金融危機時の反省を踏まえて、多くのアジア諸国では現在、証券取引委員会など資本市場を監視・監督する組織を強化している。しかしながら、市場によっては、インサイダー取引や不正な株価操縦、風説の流布が行われており、それらが当局によって監視されておらず、摘発・処分もされていないため、市場の健全性、信頼性に問題があるとの指摘もある。

② 情報開示（ディスクロージャー）制度

投資家は企業が公表した財務諸表や情報を基に、投資判断を行う。そのため、公開会社は、

¹³ Cagamas bonds（モーゲージ債）に加え Danamodal（銀行資本注入のための特別機関） Danaharta（不良債権の買取機関）など特別機関の発行する債券が社債として含まれている。なお、2000 年の新発債（Cagamas bonds を除く）のうち 51%は企業リストラ関連。

¹⁴ 参考：日本は 12.9%、数値は 2000 年末、財務省関税・外国為替等審議会（2001）資料、中国に関しては「中国金融統計年鑑 2001 年版」を参照。

財務諸表について監査法人の監査を受けた上で、それを開示する義務がある。また、業績予想修正、業務提携等の経営に関する重要な事項の発生の際には速やかに発表する義務がある。

政府や証券取引監視機関、証券取引所は、情報開示施策を進めているものの、実際には情報開示が適切に行われていないケースが多い。また、情報開示に問題がある場合も、処分はほとんどなされていないといわれている。情報開示が適切に行われていないことは、市場の信頼性を低下させるとともに、投資リスクを高める原因となっている。

③ 投資家

先進国の資本市場では、機関投資家が高い取引シェアを占めているが、発展途上国では、銀行を除くと、保険会社、年金基金、投資信託などの多様なかつ規模の大きい機関投資家は少ない。金融資産の保有形態は経済の発展とともに変化するものであり、機関投資家はその過程で成長する。アジアでは未だ先進国のように資産保有形態が多様化する水準には達しておらず、年金基金等の資金量も小さい。そのため、年金基金による債券や株式への投資が法律で規制されたままであるなど、年金基金や投資信託に関する法律・制度が整備されていない状況が見受けられる。

④ アンダーライター

新株、新社債の引受や顧客への販売ができる審査能力や財務体質、顧客基盤が求められる。また、資本政策策定の支援、発行のタイミングや市場動向をアドバイスできる力が求められるが、基盤の脆弱な会社も多い。金融危機以降、地場・外資を問わず証券会社は規模の縮小を余儀なくされており、インドネシア等では外資の一部の撤退も起こっている。急激な市場の拡大に乗って進出したものの金融危機で取引量が落ち込み、その後の市場回復で十分な収益が上げられないことがその要因と考えられる。

⑤ 会計監査人

各国は資格要件を整備して上場企業を会計監査できる監査人の充実を図っており、その中では人材の豊富な外資系監査法人の比重が大きい。現状の課題は主に企業側にあり、事実の隠蔽、虚偽の報告等企業の根本的な体質が変わらない限り市場の信任を得られないことにある。

⑥ 格付け機関/証券アナリスト

欧米大手格付け機関に基本的手法は学びつつも現地の実情に合った企業格付けが必要である。正確な企業情報の入手難、財務・会計制度の不備、法律・司法制度の実効性等に課題があるため、企業分析力の向上、企業・債券格付けの手法の確立などには手がついていない。

⑦ 市場のハードなインフラの状況

資本市場のハードなインフラの整備は各国で格差があるものの、欧米の証券専門のシンクタンク等のアドバイスにより、一定の進展を見せており¹⁵、タイやマレーシアのシステムは先進国と同様のレベルになっている。

⑧ 金融商品

資本市場における金融商品やヘッジ手段は政府の規制もあって充分には発達しておらず、年金基金や投資信託の運用ニーズを満たしていない。

⑨ その他の資本市場発展のための課題

その他に、資本市場の発展のためには、以下の課題があげられる¹⁶。

資本市場が活性化しない要因としては、金融市場全体として成熟段階に至っておらず、完全な市場原理が働かないことがある。投資家は、金利がフェア・バリューよりも高ければ債券を購入し、金利が低ければ株式を購入する、預金金利が安ければ金を借りて株式を購入し、預金金利が高ければ、預金する、という投資行動を取る。一方、企業は、融資金利が安ければ、市場から調達せずに融資を受ける。また、銀行預金に全額、国家保証が付く場合、銀行預金のリスクは存在せず、投資家が資本市場への投資を抑制する要因となる。

税制面での公平性も必要である。例えば、預金の利子に対する課税が、社債の利子や株式の配当、キャピタル・ゲインに対する課税に比較して優遇されている場合、資本市場への投資の阻害要因となる。

企業が作成する財務諸表が、経営者の恣意的な財務データである、会計経理担当者の能力不足によって不正確である、という場合もある。そのような場合も、経営者や監査法人の不正が罰せられるケースは少ない。また、少数株主の自益権・共益権が法律で保護されていない場合も、株式投資の阻害要因となる。資本市場の発展には、このように「情報・法律・司法インフラ」が整備されていることが前提となる¹⁷。

3.3 支援状況

(1) 世界銀行

①基本的な支援姿勢

アジアでは資本市場整備に係る TA は殆どなく、わずかにタイやマレーシアで見られる程度

¹⁵ 市場整備がマレーシア等と比較して遅れていると思われるインドネシアでも、ビジネスモデルはマレーシアやシンガポールにとりつつ、遠隔地の投資家を呼び込むための遠隔取引システムを本年6月より稼働させたいとし、電子取引、取引のペーパーレス化、決済システム等のインフラを整備に意欲的である。

¹⁶ 資本市場の発展のためには、マクロ経済の安定や、投資対象となる企業が発展することも必要であるが、ここでは「経済ソフトインフラ」に関連した部分に限定して記す。

¹⁷ 企業会計、コーポレート・ガバナンスについては、それぞれの章で具体的内容を記す。

ある。

②タイ・マレーシアへの支援方針

タイへの支援は金融機関改革の一環として取り上げて TA を行っているもので、①政府債市場の戦略と実行支援、②証券・保険会社監督等がある。また、マレーシアでは、証券取引委員会に対し、世界の資本市場の動向とマレーシアの役割に関する調査支援を行った実績がある。

(2) アジア開発銀行

①基本的な支援姿勢

タイでは ADB が中心となって資本市場の再編と発達について政府に協力しており、世銀等ドナー間で一応の棲み分けができていているものと思われる。タイ以外でも TA が見られる。

②アジア開発銀行の無償技術供与案件

年／対象国	案件名	諮問・実施金額
1999 年		
中国	資本市場規制制度の能力開発	1,000
2000 年		
バングラデシュ	証券委員会及び特定の資本市場機関の能力開発	850
2001 年		
パキスタン	資本市場の発展とコーポレートガバナンスのキャパシティ・ビルディング	850

注) 単位は千ドル

(i) タイ

New Country Strategy and Program を 2001 年 8 月に採択し、資本市場支援に関連して特定金融機関に焦点をあわせた政策協議を行っている。

タイの支援例

Financial Market Reform Program Loan (FMRPL : 300 百万ドル) の目的のうち資本市場整備関連は以下のとおり。

中長期の制度的骨格：

①証券委員会の独立性と権限の範囲の拡大、②大蔵省、中央銀行、商務省の権限の範囲の明確化と株式公開企業への規制・監督の強化。

改革の実効性を高める TA：

①コーポレートガバナンスの向上のためのディスクロージャーとコンプライアンスの強化

②証券市場育成のための資産の証券化

③現状の社会保障の改革として適切な選択肢決定のために Pension and Provident Funds の改革

(ii) マレーシア

1999 年に equity と bond マーケット深化等のためのグラント以外に TA はほとんどない。

(iii) フィリピン

近年では、幅広いディスクロージャーの推進、規則と監督の強化、証券委員会および証券取引所の運営力・専門性強化を目的とした Debt および Equity マーケットの再編支援がある。

(iv) 中国

資本市場での規制・監督のフレームワークの強化を引き続き支援中である。具体的には、① ADB が支援している 1999 年施行の証券法の効果的な実施の支援、②中国証券監督委員会の強化、証券取引所や証券市場参加者レベルでの自己責任体制の推進支援である。

3.4 支援の留意点と進め方¹⁸

資本市場への援助は、ニューヨーク、東京、ロンドン、の世界 3 大金融市場の 1 つを擁する日本が、高い優位性を持つ分野である。日本の証券市場は、公共性が高く、優れたオークション市場を有している。

途上国に対しては、それぞれの資本市場の発展段階や状況を踏まえた上で、協力を実施することが効果的であると思われる。

資本市場への協力は、制度構築、運営指導、人材育成の 3 点が考えられる。

アジアの資本市場は、基本的な枠組みはできているとされるが、今後は実効性を高めていくことが課題である。ブローカーの機能強化、上場基準の制定、ディスクロージャーのルール作り、債券の取引・決済システム、投資家拡大（機関投資家の資本市場への投資の解禁、投資信託の法律・規則の制定、売買単位の見直し）などの個別具体的な制度作りを支援することにより、健全な市場の発展に寄与できるものと思われる。例えば、上場基準であれば、上場基準を緩和すれば、上場企業数は増加するが、健全な財務体質やパフォーマンスを維持していない発行企業が増えてしまい、かえって健全な資本市場の発展を損なうことになりかねない。上場基準や上場廃止基準で、上場企業のコーポレート・ガバナンスを高めることも可能である。このような視点で、協力を行うことが可能であると思われる。

運営面では、証券取引監視機関や証券取引所に対して、株価操縦に対する市場監視、ブローカーの監督、上場審査、ディスクロージャーの監視などを指導することによって、市場の規律を向上させることが可能となろう。

¹⁸ 企業金融における過大な銀行依存を是正するために資本市場の発展は不可欠とするものの、資本市場のインフラ整備は中・長期の政策課題として取り組んでいくべきであり、今アジアの発展途上諸国が取り組まなければならない最も重要な政策課題は銀行システムの健全化であるとの指摘も強い。その主な根拠は以下の通りである。

- i) 企業金融で銀行が圧倒的な地位を占め、銀行システムの強化は発展途上国の持続可能な経済発展に無視し得ない。
- ii) 多くのアジア諸国では、資本市場においても、銀行は証券に対する機関投資家として、金融債などの発行者として、また証券のアンダーライターとして重要な役割を担っている。
- iii) 従って、銀行システムの健全化は、単に従来の業務である信用創造や決済機能だけではなく、証券業務にも影響を与える。銀行が証券業務を行えばマーケット・リスクや証券引受に伴うリスクなどが発生することから、そうしたリスクに対処できるようなブルーデンシヤル規制を考慮しておく必要がある。

上記の考え方の背景には、健全な資本市場の形成に必要なインフラの整備には、銀行システムのインフラ整備に比べて、極めて長い時間と費用を要するので、インフラが不十分な環境で不完全ながら機能している銀行制度を強化してその結果を資本市場に反映するほうが制度整備としては現実的であるとの判断がある。

人材育成¹⁹は、当局の職員のみならず、アナリスト、外務員から、投資家（ディーラー、ファンド・マネジャー、個人投資家）まで、幅広い層で求められているものである。資本市場業界は、東アジア各国においても証券業協会等業界団体の組織率が比較的高い業界であることから、このような団体を通じて民間企業の人材を育成することは、公共性の高さ等から比較的容易かつ効果的であるものと思われる。

以上の協力の視点を時系列的にとらえれば、まずは健全な市場の確立に主眼をおき、次は市場の発展、活性化にかかる制度的な支援が考えられる。第一段階においては、上場や売買にかかる制度の整備、運営面においては売買管理、人材面では監視要因の育成などが考えられる。第二段階においては、決済システム、投資家層の拡大、ブローカーの育成、運営面においてはIR（Investors Relations：投資家に対する情報提供活動）の促進、人材面においては投資家、アナリスト、外務員の育成等となろう。

¹⁹ 資本市場発展のための人材育成としては、弁護士、会計士などの育成も必要であるが、ここでは「経済ソフトインフラ」の中でも、資本市場に特化した人材育成について記している。

第四章 会計

4.1 会計を巡る状況

1980年代後半以降、英米がリードする形で IASC (International Accounting Standards Committee : 国際会計基準委員会)²⁰ 主導による会計の国際化促進の動きがみられる。IAS (International Accounting Standards : 国際会計基準) を巡る大きな動きとしては、第一に、1989年1月に公表された IAS 公開草案第32号 (ED32)²¹ 「財務諸表の比較可能性」である。同草案は、従来の複数の会計方法を承認するという現実的対応から、財務諸表の実質的統一という望ましい方向へ向けた分岐点になったと言われている。第二の動きは、米国の SEC (the Securities and Exchange Commission : 証券取引委員会) 等が加盟している IOSCO (International Organization of Securities Commissions : 証券監督者国際機構) による IAS へのコミットメントである。IOSCO は 1987 年に IASC の諮問グループに参加し、1988 年には、第 13 回メルボルン総会で IAS に対する支持を表明した。その後、米国 FASB (Financial Accounting Standards Board : 財務会計基準審議会) の積極的な関与等も IAS への追い風となっている。

会計基準の国際間調整、国際的統一化の流れの論拠としては、一般に、各国の企業が国際資本市場で資金調達する際に、各国間で異なる会計基準に従って会計報告書を作成すると、投資家・証券アナリストの分析が正確性・厳密性を欠くことになるという点が指摘される。これは、各国の金融資本市場の健全な発展に対する阻害要因ともなりかねない。

アジア諸国においても、グローバル経済が浸透する状況下、会計の国際化が不可逆的な流れとなっており、国際機関等の指導の下で IAS の導入が図られてきている²²。この過程においては、各国で会計基準以外にも経済社会全体に相当な混乱・摩擦が発生し、それを回避すべく、政府による調整が図られてきた。いずれにしても、今日、IAS を起点としてアジア各国の国内的な会計制度が改変され、さらに、改変された会計制度に従って個々の企業の会計実務が改変される過程にあるとも言えよう。

他方、上述のような会計の国際化の議論においては、資本市場における上場企業の会計のみがフォーカスされる傾向にあり、従来、企業数ベースで大多数を占める中小企業の会計につい

²⁰ 国際会計基準 (IAS) とは、1973 年 6 月に設立された国際会計基準委員会 (IASC) によって設定される会計基準を指す。設立時のメンバーは、オーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、メキシコ、オランダ、イギリス・アイルランド、アメリカ及び日本の 9 カ国の職業会計士団体であった。(2001 年から IASC の組織が変わり、世界の会計士事務所、企業、団体等からの寄付により資金が賄われることになった。基準等の設定は、14 名のメンバーからなる IASB (International Accounting Standard Board : 国際会計基準審議会) が中心となっている。)

²¹ ED32 は、1990 年 6 月の IASC 理事会で一部修正のうえ趣旨書として確定し、1990 年 7 月に公表された。

²² 特に、旧宗主国が英国であったマレーシアやそれが米国であったフィリピンにおいては、先んじて会計の国際化が進んだ経緯がある。

ては議論されることが少なかった²³。また、そもそも中小企業の会計実務は商法・会社法に定められた義務の履行と税務会計が中心であり、資本市場関連法制により管理・監督される上場企業の会計との間で相当なギャップが存在している。

4.2 アジア諸国の状況と課題

(1) アジア諸国の現状

東アジア各国の会計基準については、国際会計基準と乖離のある部分が若干残されているものの、総じて規定上は国際会計基準との差異は少ない。国際会計基準に規定があつて国内基準に規定がない場合も、今後、徐々に導入される方向にあり、問題は少ない。

また、基準設定プロセスについても、討議資料の公表、各界からの意見の徴収（あるいは公聴会の開催）、草案の公表、意見徴収、基準の公表という米国式デュープロセスを踏んでおり、返信されてくる意見の数が英米に比べて少ないという特徴はあるが、問題は少ない。

現状の問題は基準適用の面にあり、会計情報作成者、監査人、会計情報利用者のそれぞれについて問題点が提起されている。最大の問題点は、財務諸表作成者側の意識、すなわち作成の最終責任者である経営者がどのような意識を持って財務データを作成しているのかという点である。英米型会計ディスクロージャーは、透明度の高い信頼性のある財務データを情報利用者に提供することによって、情報利用者から信頼された上で、投資機会を得るという考え方に基づいている。多くのアジアの国々では資本市場が未成熟であるという背景もあつて、この考え方が希薄である。そのために、経営者の中には、企業の機密性を重視し、消極的な開示姿勢を堅持する者が多いと言われる。

一方、各国とも、会計士のトップレベルは国際的な会計事務所と提携しているファームに所属し、海外留学経験がある者も多く、国際水準にあると思われるが、会計士全体についてみると、疑問が残る。さらに、財務諸表作成側の企業経理担当者の能力が国際水準であるかどうかについても懐疑的にならざるを得ない。基礎的な簿記会計知識の不足という次元の問題から、一次財務データの信頼性が低いという結果も生じてくる。また、内部統制システムの未整備の問題も大きく、外部監査に耐える基盤が脆弱であると言える。

(2) 課題

アジア各国では、現状、銀行セクター、資本市場それぞれの実務において、会計分野にかか

²³ ただし、最近の国際動向としては、UNCTAD (United Nations Conference on Trade and Development : 国連貿易開発会議) において中小企業向け会計基準についての議論が徐々に行われており、IAS を全面適用する企業、コア IAS のみを適用する企業、発生主義に現金主義の要素を加えた基準を適用する企業に分けること等が検討されている。IASB においても中小企業向け基準で 15 項目が検討されている。その他、英国では、英国会計基準の複雑化に伴い 1997 年に中小企業向け会計基準である FRSS (Financial Reporting Standard for Small Business) が制定された。また、カナダでも 2001 年に非公開企業向け会計基準が設定されている。

る諸問題が存在するものとみられるが、当面の課題を項目ごとに列挙すれば、以下の六点に集約されよう。

①人材不足：会計分野における人材面で量と質の問題が指摘されており、監査の立場にある公認会計士、あるいは企業の現場で会計実務に関わっている会計担当者まで、幅広い人材の育成が必要とされる。

②企業財務データの不正確性：アジアでは大企業といえども家族経営的なものが多く、正確な財務データを出したがないことが指摘される。所有と経営の分離が未確立の場合、善感注意義務をもって財務諸表の正確性を担保すべき取締役の意識が希薄である。また、グループ企業内の会計操作も指摘されることが多いが、これは、監査²⁴によるチェック機能の不全、企業指導を行う会計士の立場が確立されていないこと²⁵等が主因であろう。さらに、企業会計制度の不適切性²⁶といった面も指摘される。

③企業財務データの不足：会社法による会社の計算書類に関する規定が不十分あるいは遵守されないため、企業財務データ、特に中小企業の財務データがないことが多く、アナリストや銀行担当者が企業分析する際に支障をきたしている。決算報告書の会社登記所への登記義務の軽視、簿記、会計の普及活動（簿記検定、商業教育の充実等）が不十分であること、パソコン財務会計システムの普及が不十分であること等が背景にある。

④会計基準と処理実態の乖離：会計基準にかかる最大の課題として、基準は国際基準に近づいているものの（〔参考1〕参照）、会計処理の実態との乖離が大きい点が指摘されている。現実の運用のために、実務指針、実務マニュアル等の整備も必要とされている。

⑤大企業向けの IAS と中小企業会計：グローバル化の流れの中で、アジア各国でも IAS に整合させていく方針が打ち出されている。ところが、IAS は、基本的に多国間資金調達のための財務諸表に適しており、一般に大企業向けのものである。したがって、中小企業には適していないという問題があることから、中小企業向け会計基準のあり方についての議論が生じている。

⑥不十分なディスクロージャー：公開される企業情報の質、量の両面において不十分である。また、問題情報公開がタイムリーでないこと等、問題が残る。

〔参考1〕対象アジア各国における会計基準の概況

国名	会計基準
マレーシア	1997 年財務報告法に基づき設置された財務省 MASB (Malaysian Accounting Standards Board: 会計基準審議会) が基準設定するが、基本的には国際会計基準に従う。
フィリピン	会計士協会の会計基準審議会が会計基準を設定するが、実質的に米国の会計基準をそのまま適用。

²⁴ 対象アジア諸国における「法令による監査対象企業」については次のとおり。タイ：法人所得税法によりすべての会社、マレーシア：すべての会社、フィリピン：上場会社及び法人所得税法により一定規模以上の会社（売上及び総資産）、インドネシア：公開会社、銀行、保険、リース会社、証券会社、外国投資会社及び総資産が一定金額以上の会社、中国：すべての株式会社制企業及び外国投資企業。

²⁵ 監査覚書の適時・適切な提出が必要である。

²⁶ 外貨建債権債務の通貨暴落リスクに対する法定準備金の設定、滞留債権及び過剰在庫の評価修正等。

インドネシア	会計基準の設定機関は財務会計基準委員会。1994 年以来、会計士協会が国際会計基準の翻訳に近い形で設定した会計基準を適用。
タイ	会計士協会が国際会計基準に近い形で会計基準を設定。監査済財務諸表は商業登録局へ登記する必要がある（法人所得税法）。
中国	独自の会計基準を設定。会計法（1985 年制定、1993 年改訂）に従い、基準設定は財務省 DAAA（Division of Administration of Accounting Affairs：会計管理局）が所管。同局は、1993 年、ASBE（企業のための会計基準）を発行し、会計基準の一般的フレームワークを設定。1998 年には、DAAA の中に会計基準委員会が設置され、財務省の監督下、会計基準の改善等を実施している。2001 年末、政府が IAS との調和を図るよう改正会計法を施行済。

出所：高橋正一 2001 年 3 月「企業会計」（国際協力事業団、「事業戦略調査研究 金融に関する政策支援型協力基礎研究」）、IASB ホームページ、IMF Report on the Observance of Standards and Codes 等より当方にて作成。

4.3 支援状況

近年、会計基準の内容と会計基準設定機関の双方で、「国際的統一化」への過程、すなわち取得原価主義から時価主義会計への急激な移行過程にあり、アジアにおいても一段と「会計の国際化」が進んでいる。言い換えれば、「国際会計基準」を起点としてアジア各国の国内的な会計制度が改変され、さらに、個々の企業の会計実務が改変される過程にあると言える²⁷。

そもそも企業会計とは実務・制度・理論の相互関係の中で捉えられ、株式会社・証券市場を対象とした社会的統制の枠組みの中に位置付けられる。したがって、「国際会計基準」の導入により、時価主義など会計基準の内容に関わる問題のみならず、会計基準設定機関と設定プロセスの態様、ディスクロージャー制度の位置付けと在り様、資本調達方式・資本市場の態様等、すべての分野にわたって経済社会的な混乱・摩擦が生じてきた。よって、アジア各国の政府は、それぞれの国の固有性の維持と「国際会計基準」への同調との間でバランスをとりつつ、政治的妥協によって摩擦を回避しようとしてきた。

かかる状況下、従来のアジア各国に対する技術支援としては、世界銀行・IMF 等の国際機関が会計監査制度の整備支援を実施している。例えば、中国では、世界銀行が市場経済移行に対応すべく、1992 年以降、企業会計基本原則の策定支援を実施している。

他方、IFAC（International Federation of Accountants：国際会計士連盟）は、世界銀行、IMF と共に監査基準、倫理規定など諸基準の作成支援等をアジア諸国において実施している。その他、職業会計士団体による技術協力については、ヨーロッパ会計士連盟がヴィエトナムにおいて IAS 導入のサポートを実施している。また、日本でも監査法人が 1980 年代から中国国務院財務部から研修生を受け入れてきている。

²⁷ 「国際会計基準」を媒介として先進国の会計実務・会計制度がアジア各国に移植されるというプロセスは、先進国における会計実務・会計制度形成の本来的なプロセスとはまったく逆のプロセスとなっており、これがアジア途上国の特殊事情となっている。

4.4 支援の留意点とあり方

(1) 支援内容の検討における留意点

会計分野におけるアジア各国への支援については、金融市場の健全な発展ために必要な基礎インフラとして、その緊急性が認められる。具体的には、財務諸表作成・監査にかかる幅広い人材育成、会計実務指針の作成、中小企業向け会計制度の検討等々幅広いニーズがある。なお、今後の日本の支援のあり方を検討する際、以下の諸点に留意する必要があるだろう。

①日本の経験を生かせる支援という観点を重視する。具体的には、特に中小企業会計実務の底上げのために、税理士制度や青色申告制度といった税務と連携したインセンティブ付与およびノウハウ等があるだろう。

②アジアにおける会計の最大の問題は会計基準と会計実務との乖離がみられることであり、当該問題の改善に向けて、日本が IAS 適用段階において実務指針等を作成し会計実務の改変をしてきたプロセス・経験を活用できよう。

③アジア各国との人材交流等を通じた幅広い人材育成にかかる支援を中心とすべきである。

④現地国との十分な議論から真のニーズを確認する作業が重要である。

(2) 今後の支援の方向性

会計分野においては、上記の留意点を踏まえつつ、幅広い人材育成を含めた総合的な支援策を実施してゆくことが望ましい。特に、対象アジア各国においては、国際会計基準（IAS）を起点とした会計制度の改変に伴う会計実務の改変がスムーズに実現できるよう、会計実務指針・監査指針の策定支援、企業内の会計担当者の能力向上支援、中小企業会計支援等、より実務的な支援が有効であろう（[参考2] 参照）。

[参考2] 支援項目の具体例

支援項目	内容・趣旨等
①会計にかかる実務指針・監査指針の策定支援	会計基準設定プロセス、設定機関、方法については、アジア各国とも基本的に資料の公表、意見の徴収、基準の公表といったデュープロセスに従って設定している。したがって、支援の対象分野としては、基準設定そのものよりも、基準の適用段階の問題点として、実務指針・監査指針の整備および実務家教育について支援の余地がある。いくつかの監査法人ですでに監査法人内の担当地国にむけての実務指導あるいは実務指針作成支援が行われている。アジアにおける問題が基準と実務の乖離にあることをふまえれば、この分野の支援は重要である。日本では、国際会計基準を日本の文化に適合したものに手直した経験を通して、ASBJ（Accounting Standards Board of Japan：企業会計基準委員会）（財団法人財務会計基準機構）が適用指針を作っており、当該分野で支援の可能性があらう。
②簿記検定制度の整備支援	企業の経理担当者の能力向上は重要な課題である。この視点から、簿記の幅広い普及のために簿記検定制度を整備することが必要であらう。また、国際会計基準に準拠した英語簿記検定のような制度を導入することも、経理担

	当者の簿記会計能力の向上という意味でかなり有効ではないかと思われる。
③財務諸表作成にむけてのインセンティブ	間接金融では、中小企業において信頼性のある財務諸表が作成されていないという問題がある。これを解決するための方策としては、戦後我が国が税収確保の施策として続けてきた青色申告制度の導入支援がある。我が国において、中小企業の会計監査制度がないにもかかわらず中小企業への融資において財務書類が一定の信頼性をもって有効に機能しているのは、この制度のおかげであるといってもよい。当該制度の導入により中小企業の財務諸表作成にかかるインセンティブの向上が可能と考えられる。
④会計研究者間の研究支援	各国の会計専門家は、会計士であり、また基準設定者であると同時に大学教員であることも多い。その意味では、共同研究等の手法でアジア各国の会計学研究を支援していくのも大きな意味がある。ハード支援とは異なり、ソフト支援は形が見えにくい中、対外的にアピールすることも含めてこのような形の支援は有効であろうと思われる。同時に、アジア会計会議のようなものを日本で開催する、あるいは各国の比較研究などを推進し、英語で公刊することも、有効な方法であると思われる。また、教育機関（大学）に冠教授、冠講座を提供し、望ましい会計教育を推進するのも一つの方法であろうと思われる。
⑤中小企業会計支援（会計基準問題と監査も含めた適用の問題）	中小企業にどのような会計基準を適用するかは、アジア諸国だけの問題ではなく全世界的な問題である。これは、国際会計基準が高度な会計処理を要求しており、それをそのまま中小企業に適用するのが難しいことが一つの大きな要因である。つまり、投資者向けの会計基準である国際会計基準が、利用者が限定的なまた投資目的ではない利用が多い中小企業に適用することが果たして適切かどうかという問題がある。関連する問題は、UNCTAD やアセアン会計士協会を始め、我が国でも議論されている（例えば、我が国の中小企業庁で持たれている中小企業会計研究会）。これらの検討結果を東アジアで共有することによって、中小企業向けの現実的な会計基準策定を支援することが考えられる。ただし、二つの異なる基準の並存、大企業と中小企業の区分、中小企業から大企業へ移行した場合の継続性の問題等があり、実現に困難を伴う可能性はある。したがって、単に中小企業会計のための新たなスタンダード策定指導ではなく、あくまで、各国会計基準の枠の中で、中小企業向けに、そのレベル、重要性等を勘案してどこまでの簡便法を採用できるか、という方向性を検討する形で支援すべきであろう。
⑥ディスクロージャー評価・表彰制度の設立支援	アジアにおいては、上場企業の経営者でも財務情報の開示に消極的である場合が多い。これを是正していくためには、ディスクロージャーについての評価・表彰制度を導入するのも一つの方法である。すでにマレーシアの証券取引所において導入されているが、マレーシアの例のように表彰が資金調達におけるコスト削減に効いてくるような制度整備をめざし、他の諸国に於いてもその導入を後押しすることで、企業経営者の消極的開示姿勢を変えることが期待できる。